

第6章 環境配慮方針

事業計画の策定に当たり、環境保全の見地から事前に配慮した事項の内容は以下のとおりである。

6-1 事業実施想定区域の立地及び土地利用に際しての配慮

表 6-1-1 事業実施想定区域の立地及び土地利用に際しての配慮

環境配慮事項			配慮内容
自然環境の保全	植物・動物	生物生育環境への影響の防止	仮線位置は可能な限り現在軌道に近づけるよう配慮する。
	文化財	文化財の保護	
	日照阻害・電波障害	日照阻害・電波障害の防止	
生活環境の保全	景観	良好な都市景観の形成	高架線の構造は必要最低限の高さ及び幅となるよう配慮する。

注) 配慮事項は事業を実施する場合(A案)のものである。

6-2 建設作業時を想定した配慮

表 6-2-1 建設作業時を想定した配慮

環境配慮事項		配慮内容
自然環境の保全	植物・動物・生態系	生物生育環境への影響の防止 緑地を改変する面積は最小限とし、改変によって失われた植生は可能な限り工事完了後に復旧する。
	土壌	表土の保全と活用 緑地を改変する場合は、法面等を植栽により保護するなど、表土の流出防止に留意した工事を行う。
	水質	水環境への汚染防止 工事中、工事排水は公共用水域に排出せず、下水道に放流する。
生活環境の保全	大気質	建設作業に伴う大気汚染の防止 使用する建設機械は、可能な限り排出ガス対策型を使用する。 工事関係車両は「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県、平成22年)に定められた非適合車を使用しない。
	騒音振動	仮線走行時の環境保全 設置する仮線の走行時は事業者の実施可能な範囲で、騒音・振動の低減を図る。
		建設作業に伴う騒音・振動の防止 使用する建設機械は、可能な限り低騒音、低振動型を使用する。
	廃棄物等	既存施設、仮線撤去時に発生する廃棄物の発生抑制 コンクリート塊、アスファルト塊は、再資源化施設へ搬出して有効利用する。 建設発生土は、盛土への再利用等に努める。 工事従事者が出す一般廃棄物については分別収集を適切に実施し、再資源化に努める。
大気質 騒音 振動 温室効果ガス等	工事用車両の走行に伴う交通渋滞の発生 工事関係車両の走行台数を可能な限り分散する工事計画を策定するよう努める。 建設資材の搬出、搬入車両については、搬入出量に応じた適正な車種・規格を選定し、工事関係車両の抑制に努める。 工事関係の従業員の通勤には、公共交通機関の利用や、通勤自動車の相乗りを推進し、通勤のための自動車走行台数を抑制する。	

注) 配慮事項は事業を実施する場合(A案)のものである。

6-3 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 6-3-1 施設の存在・供用時を想定した配慮

環境配慮事項		配慮内容
生活環境の保全	騒音 振動	列車の走行に伴う 騒音、振動の低減 (A案・B案共通) 線路保守における一般的・日常的対策を講じる。
	日照障害	高架橋の存在による 日照障害の防止 (A案) 日照時間に支障が出る場合には、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」(昭和51年2月23日建設事務次官通知)に定められた居住環境の改善策を検討する。
	電波障害	高架橋の存在による 電波障害の防止 (A案) テレビ受信状況に支障が出る場合には、改善のための対策を検討する。
	地域分断	地域分断の解消 (A案) 踏切の除却後の交差道路を整備することによって、地域交通を円滑にして、地域を活性化する。
	安全性	安全性の向上 (A案) 踏切を除却し、往来時の安全性を向上する。
快適環境の保全と創造	景観	高架橋の存在による景観の保全 (A案) 主要な眺望点からの景観に影響がある場合は、改善のための対策を検討する。
環境負荷の低減	大気質 温室効果ガス等	大気汚染物質 温室効果ガス等の低減 (A案) 踏切を除却し、鉄道と道路の立体交差を実現することにより、自動車旅行速度を向上させ、大気汚染物質・温室効果ガス等排出量を削減する。

